



竹富町公告第 58 号

大原庁舎等整備に関する民間提案制度の募集について

次のとおり民間提案を募集するので、公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

竹富町長 前泊 正人



1 趣旨

竹富町（以下、「町」という。）においては、大正 3 年に八重山村より分村、その後昭和 13 年に「離島行政の円滑化」を理由に石垣島へ庁舎を移転して以降、庁舎建設位置をめぐる議論が続いてきた。

現在は、旧庁舎建て替えに伴う石垣庁舎を石垣島に建設（R3.5 月開庁）し、行政運営を行っている。

本事業は、さらなる町民サービスの拡充を図るべく、西表島大原地区において、自主防災活動拠点や庁舎機能をもつ新たな防災・町民サービスの中心地となる拠点施設整備の推進を目的とし、より効率的かつ効果的な整備に取り組むため、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした P P P / P F I 手法による公共事業用の導入により、コスト縮減や工期短縮、公共施設等の維持管理に要する費用の削減等を図る。

2 募集期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）～令和 7 年 7 月 11 日（金）

3 資格要件

（1）提案者の参加要件

① 提案者は、提案内容の実施ができる能力（資格）を有する民間企業、N P O 法人等の法人、各種団体等とし、以下の要件を満たしている者。

（ア） 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく、一級建築士事務所登録を行っていること。

（イ） 町における令和 5 ・ 6 年度コンサルタント等入札参加資格受付簿に登録されている者で、指名停止措置を受けていない者。

（ウ） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

（エ） 町における、令和 5 ・ 6 年度建設工事等入札参加資格受付簿に登録されている者で、指名停止措置を受けていない者。

② 提案者は、町や各諸官庁との協議や調整ができる者で、併せて事業化に向けて提案内容に変更等が生じても柔軟に対応できる実績を有していることとし、以下の要件を満たしている者。

(ア) 沖縄県内に本社（本店）又は支店（営業所等）をもつ者。

(イ) 過去 10 年間に契約の相手方が、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体で 2,000 ㎡以上の、公共施設の設計・施工の実績（P P P / P F I 事業も含む）を有すること。

(2) 提案者の制限

提案の受付期間において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者になることはできないものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者。

(イ) 会社更生法に基づき、更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続きの開始申し立てをしている者。または、民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者。

(エ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市町村税を滞納している者。

4 業務内容及び応募方法等

本町ホームページに掲載する提案募集要項等を参照することとする。

5 問い合わせ先

竹富町役場 政策推進課（担当：花城、大泊）

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

T E L : 0980-83-0507 ※町役場開庁日の平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

F A X : 0980-82-6199